

- 10 特許法第三十八條の四第七項の經濟産業省令で定める期間は、第三項の規定による通知の日から一月とする。
- 11 特許法第三十八條の四第七項の規定による明細書等補完書の取下げは、様式第三十七の五によりしなければならない。
- 12 特許法第三十八條の四第九項において準用する同法第三十八條の二第九項の經濟産業省令で定める場合は、同法第三十八條の四第一項の規定による通知を受けた場合に執るべき手続を特許出願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月を経過した後に執つた場合とする。
- 第三十一條の二の見出し中「様式」を「様式等」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「同条第七項において準用する場合を含む。」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。
- 6 特許法第四十八條の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の經濟産業省令で定める期間は、同条第五項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が国内書面提出期間（同条第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この項において同じ。）の経過後一年を超えるときは、第二項に規定する期間）の経過後一年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後一年とする。
- 第三十八條の六の二の見出し中「の期間」を「をする場合の手続等」に改め、同条に次の五項を加える。
- 2 特許法第百八十四條の十一第四項の經濟産業省令で定める期間は、同条第三項の規定による通知の日から二月とする。
- 3 特許法第百八十四條の十一第六項の經濟産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同条第四項に規定する期間の経過後一年を超えるときは、同項に規定する期間の経過後一年とする。
- 4 特許法第百八十四條の十一第六項の規定により特許管理人の選任の届出をする場合には、前項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。
- 5 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第百八十四條の十一第六項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 第四項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面であることができる。
- 第六十九條の二の見出しを「特許料の追納による特許権の回復の手続等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「同項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加える。
- 特許法第百十二條の二第一項の經濟産業省令で定める期間は、同項に規定する正当な理由がなくなつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同法第百十二條第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後一年を超えるときは、その期間の経過後一年とする。
- 様式第二の備考21中「拒絶理由通知」や「拒絶理由通知（拒絶査定不服審判の審理（特許法第百六十二條の規定による審査を含む。）中にされたものに限る。）に」とある「する。」の「に」は「その他の指定期間の延長を請求するときには、【請求の内容】の欄には、【指定期間の2カ月の延長を求めらるる】のように記載する。また、特許法第5条第3項の規定により指定期間の延長の請求をするときは、【書類名】を「期間延長請求書（期間経過）」とし、【請求の内容】の欄には、【指定期間の2カ月の延長を求める】のように記載する。」と改める。

- 様式第十三の備考12、様式第十四の備考1並びに様式第十五の二の備考6及び備考7中「第1条第2項の表第6号」や「第1条第2項の表第9号」とある。
- 様式第十八の備考19中「（備考19に該当するときを除く。）及びただし書を削り、同条の備考19の二に後段として次のように加える。
- この場合において、承継人及び登録権利者だけで届出及び申請をするときは、【譲渡人及び申請人（登録義務者）】を【「譲渡人及び登録義務者」とし、【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】の欄は設けるには及ばない。譲渡人及び登録義務者だけで届出及び申請をするときは、【承継人及び申請人（登録権利者）】を【「承継人及び登録権利者」とし、【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】の欄は設けるには及ばない。】
- 様式第二十一の二「及び第27条の5」や「第27条の5及び第27条の10」とある「同条の備考4を同条の備考5へ」と「同条の備考5の次に次のように改める。
- 4 特許法第38条の3第3項の規定により第27条の10第4項に規定する先の特許出願の認証謄本及びその日本語による翻訳文の提出を併せてするとき、【提出する物件】の欄に「1 先の特許出願の認証謄本 ○通」、【2 先の特許出願の認証謄本の翻訳文 ○通】のように提出物件ごとに行を改めて記載する。ただし、第27条の10第5項の規定により先の特許出願の認証謄本の提出を省略するとき、【先の特許出願の認証謄本の翻訳文 ○通】のように記載する。
- 様式第二十三の「第27条の5」や「第27条の11」とある「同条の備考4を同条の備考5へ」と「同条の備考5の次に次のように改める。
- 1 第27条の11第7項の規定により同項に規定する優先権主張基礎出願の写し及びその日本語による翻訳文を提出するときは、【提出する物件】の欄に「1 優先権主張基礎出願の写し ○通」、「2 優先権主張基礎出願の翻訳文 ○通」のように提出物件ごとに行を改めて記載する。ただし、第27条の11第9項の規定により優先権主張基礎出願の写しの提出を省略するときは、【優先権主張基礎出願の翻訳文 ○通】のように記載する。
- 様式第二十六の備考8中「【提出物件の目録】の欄の次に、」や「【手数料の表示】」の欄の次に」とある「同条を同条の備考5へ」と「同条の備考5の次に次のように改める。」
- 30 第27条の10第2項の規定により先の特許出願を参照すべき旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、【整理番号】の次に【「特記事項」】の欄を設けて、【特許法第38条の3第1項の規定による特許出願】と記載する。また、【「手数料の表示」】の欄の次に【「その他」】の欄を設けて、先の特許出願をした国又は国際機関の名称、先の特許出願の出願日及び先の特許出願の出願番号を記載する。
- 31 第27条の10第4項の規定により同項に規定する先の特許出願の認証謄本を提出する場合であつて、その先の特許出願の認証謄本における特許出願人と先願参照出願の願書に記載した出願人が相違するときは、【「手数料の表示」】の欄の次に【「その他」】の欄を設けて、「先願参照出願の出願人は、先の特許出願の認証謄本における特許出願人からその発明について特許を受ける権利を承継した者である。」のように記載する。
- 32 第27条の10第5項の規定により同条第4項に規定する先の特許出願の認証謄本の提出を省略するときは、【「手数料の表示」】の欄の次に【「その他」】の欄を設けて、「先の特許出願の認証謄本は、特願○○○○○○○○○○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載する。
- 様式第三十一の五の備考5中「第36条の2第4項」や「第36条の2第6項」とある。
- 様式第三十一の六中「第38条の2」の「に」及び「及び第38条の6の2」や「同条の備考5中「第25条の7第6項、第31条の2第8項及び第38条の2第4項」や「第25条の7第8項、第31条の2第9項、第38条の2第5項及び第38条の6の2第6項」とある。
- 様式第三十三の「同条の備考5中「【提出物件の目録】の欄の次に、」や「【優先権の主張】」の欄の次に」とある「同条の備考5中「次に、」や「次に」及び「提出物件の目録】や「【優先権の主張】」に改める。